第七百十条の五第五号及び第六号を削る。

第七百十条の十第一項第一号ハ中「（北海道厚生局にあっては、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）」を削り、同項第二号ハ中「（東北厚生局にあっては、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）」を削り、同項第三号へ、同項第四号へ及び同項第五号ハ中「（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）」を削り、同条第六項及び第七項中「、第五号及び第六号」を削る。

第七百十一条中「年金課」を「企業年金課」に改める。

第七百十二条第十九号中「但し」を「ただし」に改め、同条第二十二号の八を削り、同条第二十八号中「年金課」を「企業年金課」に改める。

第七百十四条第二号中「（企画調整課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条第十二号を削り、同条第十一号を同条第十二号とし、同条第七号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、同条第六号の次に次の一号を加える。

七　看護師の特定行為研修に関すること。

第七百十七条（見出しを含む。）中「年金課」を「企業年金課」に改める。

第七百二十四条第二項及び第三項中「第七号及び第八号並びに第十号から第十三号まで」を「第八号及び第九号並びに第十一号から第十三号まで」に改める。

第七百二十七条の二中「年金課」を「企業年金課」に改める。

第七百二十九条第三号中「及び指定薬物」を「及び医薬品医療機器等法に規定する指定薬物」に改め、「（指定薬物については、医薬品医療機器等法第七十六条の九に規定する職権の行使による取締りの実施に限る。）」を削る。

第七百三十条第二号及び第七百三十二条第二号中「医薬品医療機器等法第七十六条の九に規定する麻薬取締官が行う職務」を「医薬品医療機器等法に規定する指定薬物に関する取締り」に改める。

第七百三十三条の二及び第七百三十四条の二中「指定薬物」を「医薬品医療機器等法に規定する指定薬物」に改める。

第七百三十四条の三第一項中「受けて、」の下に「医薬品医療機器等法に規定する」を加え、「（医薬品医療機器等法第七十六条の九に規定する職権の行使による取締りの実施に限る。）」を削り、同条第三項中「医薬品医療機器等法第七十六条の九に規定する麻薬取締官が行う職務」を「医薬品医療機器等法に規定する指定薬物に関する取締り」に改める。

第七百三十八条中「第七百十条の二第三号から第五号まで」を「第七百十条の二第三号及び第四号」に改める。

第七百四十一条の二中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第七百四十二条第一号中「（企画調整課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条第三十号を次のように改める。

三十　削除

第七百五十二条及び第七百五十五条中「第八号及び第十号から第十三号まで」を「第九号及び第十一号から第十三号まで」に改める。

第七百九十五条第一項中「審査官二人」を「審査官三人」に改める。

第七百九十七条の見出し中「並びに特定独立行政法人審査官」を削り、同条第一項中「並びに特定独立行政法人審査官二人」を削り、同条第四項を削り、同条第五項中「（特定独立行政法人審査官の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条第四項を同条第五項とする。

附則第六項から第八項までを削り、附則第九項（見出しを含む。）中「年金課」を「企業年金課」に改め、同項を附則第六項とし、附則第十項中「年金課」を「企業年金課」に改め、同項を附則第八項とし、附則第十一項（見出しを含む。）中「年金課」を「企業年金課」に改め、同項を附則第九項とし、附則第十二項を附則第十項とし、附則第十三項（見出しを含む。）中「年金課」を「企業年金課」に改め、同項を附則第十一項とし、附則第十四項を附則第十二項とし、附則第十五項を附則第十三項とする。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（不動産登記の嘱託職員を指定する省令の一部改正）

2　不動産登記の嘱託職員を指定する省令（平成十二年厚生省労働省令第五号）の一部を次のように改正する。

「雇用均等・児童家庭局長」を削る。

（厚生労働省の所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令の一部改正）

3　厚生労働省の所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令（平成十二年厚生労働省令第八号）の一部を次のように改正する。

第二条の表雇用均等・児童家庭局長の項を削り、同表年金局長の項中「児童手当勘定」を「子ども・子育て支援勘定」に改める。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

○農林水産省令第三十二号

漁業災害補償法施行令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第百三十四号）の施行に伴い、並びに漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百十八条第四項、第百十八条の二第一項、第百二十一条第一項及び第百三十六条の二の規定に基づき、漁業災害補償法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日　　農林水産大臣　林　芳正

漁業災害補償法施行規則の一部を改正する省令

漁業災害補償法施行規則（昭和三十九年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第五十七条中「育成」の下に「又は販売」を加える。

第五十九条第一項中「第三十一号から第三十三号まで」を「第三十二号から第三十五号まで」に改め、同項の表小割り式二年魚くろまぐろ養殖業（令第十三条第三十一号に掲げる小割り式二年魚くろまぐろ養殖業をいう。以下同じ。）、小割り式三年魚くろまぐろ養殖業（同条第三十二号に掲げる小割り式三年魚くろまぐろ養殖業をいう。以下同じ。）及び小割り式四年魚くろまぐろ養殖業（同条第三十三号に掲げる小割り式四年魚くろまぐろ養殖業をいう。以下同じ。）の項中「第十三条第三十一号」を「第十三条第三十二号」に、「同条第三十二号」を「同条第三十三号」に、「及び小割り式四年魚くろまぐろ養殖業（同条第三十三号」を「、小割り式四年魚くろまぐろ養殖業（同条第三十四号」に改め、「小割り式四年魚くろまぐろ養殖業をいう。以下同じ。）」の下に「及び小割り式五年魚くろまぐろ養殖業（同条第三十五号に掲げる小割り式五年魚くろまぐろ養殖業をいう。以下同じ。）」を加える。

第六十二条第三項中「育成」の下に「又は販売」を加える。

第八十条の二第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　当該特約に係る共済金は法第百三十五条の規定により共済金を支払うものとされる場合に該当し、かつ、地震若しくは噴火又はこれらによる津波により共済事故が発生した場合に支払うものとし、当該特約に従い算定した金額は同条の規定により算定した金額に二分の一を乗じて得た金額とすること。

第八十条の二に次の一号を加える。

四　当該特約に係る共済金は法第百三十六条の規定により共済金を支払うものとされる場合に該当し、かつ、地震若しくは噴火又はこれらによる津波により共済事故が発生した場合に支払うものとし、当該特約に従い算定した金額は前条の規定により算定した金額に二分の一を乗じて得た金額とすること。

附　則

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。